

## 20. 公害健康被害補償

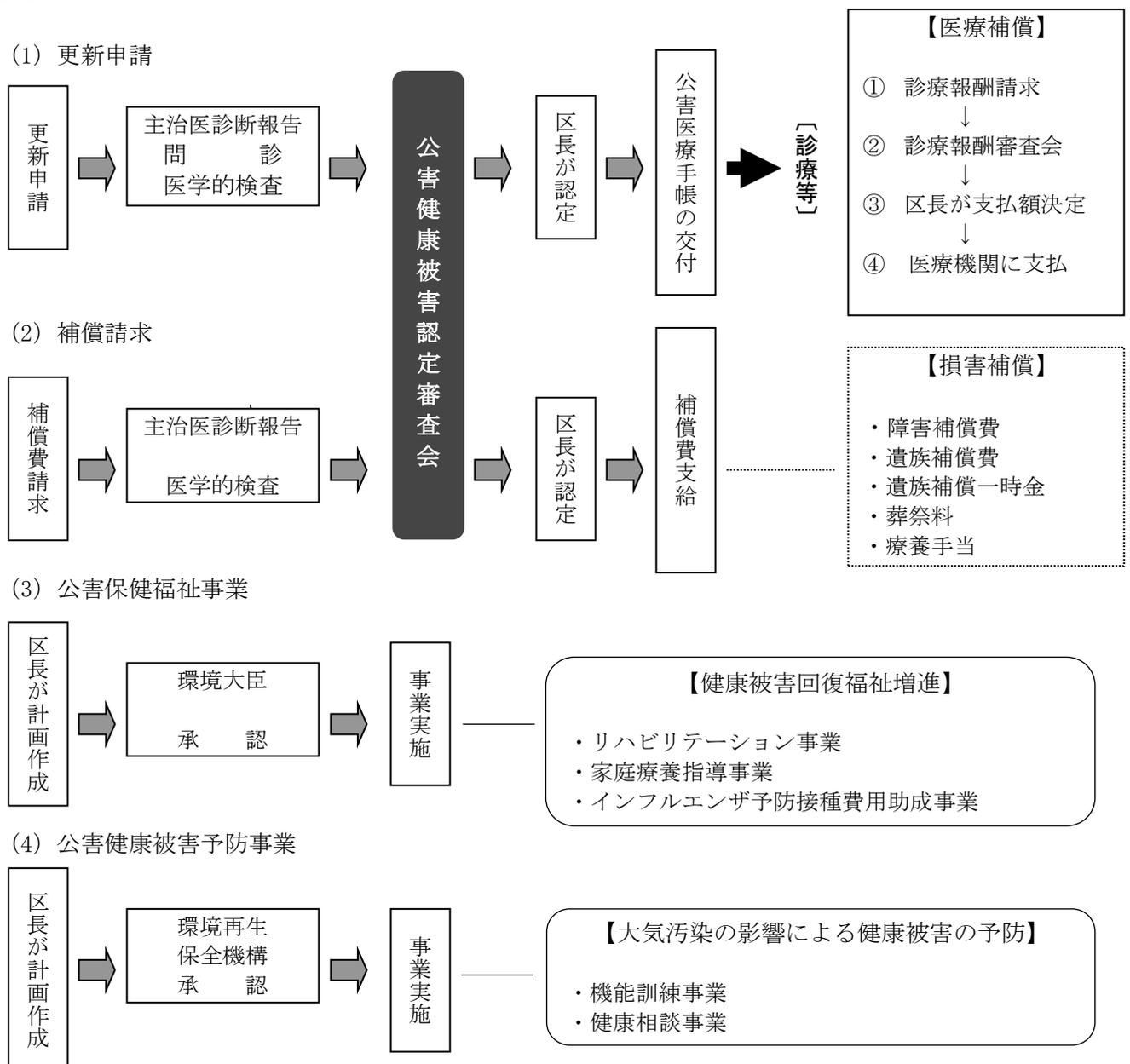
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日より指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

現在は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、これまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

### [1] 認定更新等の仕組み



## [2] 認定状況等

### (1) 申請・認定件数

年度	区分	転入 (件)	死亡 (件)	治ゆ等 (件)	転出 (件)	被認定者数 (人)
28		8	3	16	2	505
29		6	11	8	6	486
30		7	9	11	5	468
元		1	9	10	6	444
<b>2</b>		<b>7</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>433</b>

□昭和50年12月19日～令和3年3月31日 累計 (単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	435	740	1,358	492

(注) 昭和63年3月1日より、制度改正による新規申請・認定はない。

### (2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数 (単位：人)

年度	疾病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
28		0	476	25	4	505
29		0	458	24	4	486
30		0	444	22	2	468
元		0	423	19	2	444
<b>2</b>		<b>0</b>	<b>413</b>	<b>17</b>	<b>3</b>	<b>433</b>

□障害の程度別 被認定者数 (単位：人)

年度	障害の 程度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
28		0	0	10	193	302	505
29		0	0	11	184	291	486
30		0	0	10	178	280	468
元		0	0	10	168	266	444
<b>2</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>161</b>	<b>262</b>	<b>433</b>

□疾病・障害の程度別 被認定者数（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	10	147	256	413
慢性気管支炎	0	0	0	11	6	17
肺気しゅ	0	0	0	3	0	3
合 計	0	0	10	161	262	433

### [3] 補償給付実績

年 度	件数・金額	件数（件）	金額（円）
28		10,737	345,876,701
29		10,372	360,056,724
30		9,864	350,476,284
元		9,459	353,724,188
2		<b>8,939</b>	<b>328,896,471</b>

□令和2年度 補償給付実績内訳

区 分	件数・金額	件数（件）	金額（円）
医 療 費		5,937	137,407,231
障 害 補 償 費		2,101	152,733,090
児 童 補 償 手 当		0	0
療 養 手 当		816	19,357,800
遺 族 補 償 費		80	11,820,050
遺 族 補 償 一 時 金		2	6,553,800
葬 祭 料		3	1,024,500
文 書 料 扶 助		0	0
合 計		8,939	328,896,471

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 元年度被認定者数 439 人

中央値

(B) 医療費総額 137,407,231 円

(B) / (A) 3,130,001 円

#### [4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区分 年度	公害健康被害 認定審査会			公害健康被害 診療報酬審査会	
	回数 (回)	審査件数 (件)	更新件数 (件)	回数 (回)	審査件数 (件)
28	12	307	146	12	6,716
29	11	363	214	12	6,517
30	11	270	117	12	6,308
元	12	271	125	12	6,017
<b>2</b>	<b>12</b>	<b>322</b>	<b>196</b>	<b>12</b>	<b>5,762</b>

#### [5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、本区では呼吸リハビリ教室等を実施している。

リハビリテーション事業、家庭療養指導事業

区分 年度	呼吸リハビリ教室		呼吸リハビリフォロー教室		家庭療養 指導
	回数 (回)	参加延人数 (人)	回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
28	2	44	9	65	33
29	2	46	8	51	46
30	2	34	8	29	32
元	2	46	※		44
<b>2</b>	<b>2</b>	<b>34</b>	<b>※</b>		<b>25</b>

※令和元年度より呼吸リハビリ事業は、[6]健康被害予防事業(2)健康相談事業(ぜん息・COPD健康相談)へ移行

インフルエンザ予防接種費用助成事業

年度	接種人数 (人)	金額 (円)
28	173	539,726
29	171	517,300
30	166	508,618
元	160	504,945
<b>2</b>	<b>180</b>	<b>561,510</b>

## [6] 健康被害予防事業

昭和63年の大気汚染指定地域解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになった。本区では慢性閉塞性肺疾患及びアレルギー性疾患に関する健康相談、指導を行なうことにより、疾患の予防と患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及や意識の向上を図っている。また、児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康回復を図ることを目的として水泳教室等を実施している。

### (1) 健康相談事業

年度	ぜん息講演会		肺年齢測定会		ぜん息・COPD健康相談			
	回数 (回)	参加延人数 (人)	回数 (回)	参加人数 (人)	個別相談		グループワーク	
					回数 (回)	参加延人数 (人)	回数 (回)	参加延人数 (人)
28	7	226	—		—			
29	5	157	—		—			
30	4	151	1	217	—			
元	3	109	1	212	2	3	4	6
2	4	91	1	※	4	4	5	10

※令和2年度の肺年齢測定会は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

### (2) 機能訓練事業

#### □水泳教室

区分 年度	時期	回数 (回)	参加延人数 (人)	対象	場 所
28	5/9 ~ 11/14	20	439	小学1年生(令和 2年度より年長) から中学3年生	雑司が谷温水プール
29	5/8 ~ 11/6	19	340		
30	5/7 ~ 11/12	20	300		
元	5/13 ~ 12/9	19	479		
2	5/11 ~ 11/16	20	※		

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止

## [7] ぜん息相談等

#### □ぜん息相談

(単位:人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	新型コロナウイルス感染予防の 周知等	計
28	256	154	105		515
29	271	198	111		580
30	210	194	129		533
元	222	258	208		688
2	237	47	50		441

(注) その他とは、医療機関等との調整を含む

(注) 呼吸器疾患のある公害認定患者等に新型コロナウイルスの感染予防の周知と電話等による健康相談を行う

## [8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、本区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。18歳以上の新規認定申請は平成27年3月末をもって終了となり、その時点で18歳以上の既認定者については認定の更新は行なうことができるが、平成30年4月より月額自己負担限度額が導入された。

年度	区分	大気汚染被害者認定審査会			各年度末の被認定者数(人)
		回数(回)	審査件数(件)	新規件数(件)	
28		12	773	16	1,667
29		12	800	10	1,536
30		12	600	5	1,344
元		12	598	3	1,174
2		12	505	4	1,114

## [9] 石綿健康被害救済事業

(独)環境再生保全機構は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿を原因とする疾病(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)に罹患した患者で、労災の適用を受けない者を対象に救済給付を実施している。

本区では認定申請及び給付申請の受付事務を行なっている。

年度	区分	申請件数	相談件数
29	1	1	
30	2	4	
元	2	5	
2	0	2	